

地域文書館の創造に向けて —特に市町村文書館創造への展望—

佐藤 勝巳*
Sato Katsumi

はじめに

地域文書館、特に市町村文書館をいかに創造するか。

今回の特集は、今までの文書館設立運動を踏まえて、さらに新たな地域文書館の創造にむけてステップアップすることを意図するものと考え、特に市町村での公立文書館に的を絞って検討したい。

「地域文書館」については、昭和62年公文書法が公布された年と前後して、埼玉県市町村史編さん連絡協議会（埼玉協・現埼玉県地域史料保存活用連絡協議会）においてその設立が提唱されて以来、今までにさまざまな検討や論考がなされている¹⁾。また実際にその試みにそった施設等も埼玉県内に設立されている²⁾。

本誌においても、「文書館」そのものについての機能論や組織論について、また文書館の設立についてはさまざまな論考がみられる³⁾。

今回ここでは、文書館「論」を展開することを目的とせず、地域文書館、特に市町村での公立文書館の創造のためには何が必要なのか、全史料協において最近相次いで発刊された刊行物を中心に、いままでの道程を整理しながら⁴⁾、「新たな創造への道」を探っていくことに主眼をおいて考えてみたい。

1. 『日本の文書館運動』から

全史料協では、設立20周年を記念して『日本の文書館運動—全史料協の20年—』⁵⁾を1996年3月に発刊した。ここには「戦後の史料保存運動の歩み」として「文書館前史」から「史料保存運動の新たな展開」⁶⁾まで、いままでの史料保存運動の歴史が詳細かつ適切にまとめられている。これをみると、史料保存運動の中でのさまざまな問題がそれぞれの時代のなかで、先輩たちによってどのように解決へ向けての努力がなされて来たかがわかるだけでなく、全史料協の20年間についても当然ながら、この史料保存運動の中での関わりから、さまざまな課題を抱えつつも文書館設立運動へと発展し、現在に至っていることが読み取れる⁷⁾。

また、全史料協の歩みは、まさに全国大会での活動にその歴史を見ることができ、これを追うと“如何に全国に文書館を作っていくか”⁸⁾、が一環してのテーマであり、法律制定への働きかけもそのためのものであったことが知れる。

全史料協の第15回広島大会より第17回徳島大会まで、大会テーマは「地域のなかの文書館」であり、地域における《文書館とは何か》、地域にとって文書館の果たす《役割とは何か》、を模索する大会でもあったと考える。これも地域文書館の創造へと帰結することになる。

全国大会において、特に市町村の文書館に

*さとう かつみ：戸田市教育委員会

年月日	大会名	発表者	テーマ（備考）
昭和51年2月	第1回山口大会	藤沢市文書館 高野修	行政文書の収集・整理における藤沢市文書館の問題点
昭和52年1月	第2回京都大会	山口市公文書室 高橋文雄	山口市公文書室における行政文書収集と保存の現状と問題点について
昭和52年11月	第3回福島大会	多久市立図書館 細川章	地方図書館における文書の収集と問題点について（この報告から文書館・資料館のない場合は図書館がその代役を果たし得ることが確認される）
昭和53年11月	第4回岐阜大会	横浜市史編集室 東海林静男	資料館建設の進め方（市史編纂事業よりの資料館建設が主題・この大会以降市町村の編纂関係者が参加する）
昭和54年11月	第5回神奈川大会	広島市公文書館 近藤憲男	広島市における公文書の保存（この大会で山口県文書館 広田氏より「文書館と歴史編纂事業について発表あり。この頃、各県での文書館設立運動が、県史編纂事業に立脚し進行していた。）
昭和55年11月	第6回東京大会	市町村からの発表なし （大会では富山県史編さん班新田氏による「県史編纂事業と公文書の収集整理」の発表あり公文書の利用という観点から県史編纂の文書館建設への役割が確認された。）	
昭和56年11月	第7回愛知大会	一宮市博物館建設準備室 小野雅一 藤沢市文書館 高野修	一宮市における行政文書の保存と整理について（文書館機能を含む博物館の複合館の例の発表） 藤沢市の行政文書の保存と整理について
昭和57年11月	第8回群馬大会	市町村からの発表なし（この大会で始めて、情報公開と文書館の役割について論議される）	
昭和58年10月	第9回大阪大会	市町村からの発表なし（この大会で、大阪府と愛知県での公文書館と情報公開施設を含む例が報告される）	
昭和59年10月	第10回埼玉大会	市町村からの発表なし（この年、関東部会がスタート）	
昭和60年7月	第11回兵庫大会	藤沢市文書館 高野修	文書館と図書館・博物館との関連について（三館は平行する独自のものととの報告がなされる）
昭和61年10月	第12回栃木大会	戸田市史編さん室 佐藤勝巳	市町村文書館の諸問題
昭和62年10月	第13回北海道大会	藤沢市文書館 高野修	文書館をめぐって
昭和63年10月	第14回沖縄大会	草加市史編さん室 今井規雄	大和市史編さん室 鈴木邦男
平成元年10月	第15回広島大会	広島市公文書館 井野美津子	（この大会でアンケートにより機関誌名が「記録と史料」と決まる）
平成2年11月	第16回千葉大会	九州歴史資料館 柳川古文書館 中野等	古文書館の展示活動
平成3年11月	第17回徳島大会	尼崎市地域研究史料館 中村光夫	市町村における文書館の課題と方向
平成4年10月	第18回愛知大会	幸手市史編さん室 浜野一重	地域史料保存のネットワーク（この大会では、地域を越えた「広域文書館」の必要が論議される）
平成5年10月	第19回鳥取大会	市町村からの発表なし	
平成6年10月	第20回神奈川大会	小平市立図書館 蛭田廣一	（「文書館の原点」シンポジウムへの参加）

（注『日本の文書館運動—全史料協の20年—』より作成・敬称略）

についての発表をみると第1回山口大会の高野修氏(藤沢市文書館)からはじまり、第20回大会までにさまざまなテーマが発表されている(表)。このなかで市町村文書館の創造につながるテーマでの発表も少なくない。全史料協の活動において市町村の文書館創造も課題のひとつであり、この課題は今も引き続き大きな課題となっており、今回の特集へとつながるものである。

2. 地域文書館へ

現在、全史料協の『JSAIデータブック'94』⁹⁾によれば、都道府県において「(公)文書館」を名乗っているのは18館、政令指定都市で5館、市町村では藤沢市文書館のみである¹⁰⁾。もちろんこの数字は《文書館》の実数ではない。文書館制度をもつ相当機関を加えればかなりの数にのぼる¹¹⁾。しかし、文書館・公文書館という名称にこだわると特に市町村にいかにか少ないかがわかるであろう。これはまた換言すれば、データブックに載る全史料協の会員数との差から、特に市町村において、文書館システムをもつ文書館相当機関の数が多いことを予測させる¹²⁾。

今まで、全史料協第17回徳島大会において、「市町村の文書館設立運動期にはいった」との認識がなされた¹³⁾とされ、さらに「戦後の史料保存運動史は既に第四期(1988~)の時代」つまり「今後は市町村文書保存施設の設置運動が推進され、各自治体に地域文書館が作られ、活発に展開される時期」に入ったとの認識や、さらに「既に史料保存運動は市町村の文書館設立運動の時期」であると指摘されている¹⁴⁾。しかし、反面まだ文書館自体が市民ニーズからかなり距離があり、かつ行政内部においてもその必要性がなかなか理解されないことにより、市町村での文書館の数が増えない、との指摘もある¹⁵⁾。

たしかに市町村単位での公立文書館については、その設立について“目に見えて”の進展がないのが現状であろう。もちろんさまざ

まな条件整備、あるいは基盤整備は進んでいるのだろうが、名実共に市町村立の文書館が創造されるには今しばらくの時が必要に思われる。

ではなぜ進まないか、この問いには無数の答えがある。先の指摘もその理由のひとつではあろうが、この答えは全国の市町村の数だけある、としても過言ではないのではないか。その理由のひとつとして、しばしばあげられるのは、各市町村における「財政規模」の違いである。特にこれは「館」の設立と連動して言われることである。そして、施設の問題として次に「単独館」か「複合館」かの論議がある。

先にみたように市町村で「文書館」を冠する施設・館は極端に少ない。これは何らかの施設・機関に付随(相当)していること、つまり複合されていることが多いことにも、その機能論と共に論議される場所である¹⁶⁾。

3. 市町村史の編さん事業からの移行は可能か

市町村の文書館の設立運動をみるうえで、忘れてはならないことがある。それは多くの場合、「市町村史の刊行事業の一応の終了後、地域に残された古文書などの史料の保存と利用をどのような形で図るのか、また行政文書をはじめとした近現代史料の収集・保存をどのようにしていくのか」¹⁷⁾、また「編さん事業が終盤に近づくとつれて」「その資料の行方と事業の継続について」考える¹⁸⁾というもので、市町村史の編さん事業からの移行として文書館を考えるということである。この点は市町村に限らず都道府県においても同様の形がある¹⁹⁾。

市町村史の編さんが終局を迎えるにあたって、その後の組織を文書館へと移行することを考える、とするのが一般的なパターンとして考えられる。筆者の勤務する市においても、まさにそのような状況であった。

このようなパターンに何か問題は無いのだろうか。確かに市町村史から理想的な文書館

を創造した藤沢市の例があるが²⁰⁾、その後同じような例がみられない。これは何を意味するのか。市町村史編さん事業からの文書館への移行に何か限界があるのだろうか。ちなみに藤沢市の高野氏はその著『地域文書館論』のなかで、“文書館から編さん事業に”との論を展開しておられる。

私見であり、批判があると思うが、あえて極論を言わせてもらおうと、市町村史の編さん事業と文書館事業(文書館設立運動ではなく)との接点は、史料の保存(利用形態は違う)という点のみで、あとはほとんど仕事上での重なり部分はないのではないかと思われる。しかし、なぜか編さん事業がそのまま文書館事業とイコールとなるように考えてしまうことに、盲点がありはしないか。この辺が行政部局の理事者に誤解を与えているのではないか。文書館事業は編さん事業とはどこが違うのか、担当者ははっきり認識した上で、事に当たる必要がある。筆者の少ない経験でも、文書館事業には編さん事業とは全く別の情熱を必要とすることに気付いた。(もちろん史料を保存し、活用のみちを拓くことにかける情熱は個人的には同じレベルではあるが…)

市町村史の編さんにおいて、史料保存の大切さを学び、そのことをもって新たな組織を再編成していく、という過程はかなり説得力があるように思うが、なかなか思うとおりにならないのが現状であろう。これは市町村史の編さん過程にみられる史料保存(収集)の現状は、多くの場合古文書と戦前(あるいは戦後20~30年)までの史料にその重点がおかれ、日々生みだされ廃棄される行政体の史料(行政文書)の保存(収集)にまで想いをかけて理事者を説得させることが難しいことにも、その一因があるかも知れない。

市町村史の編さんにおいては、《先人たちの努力》によってその地域に《残された史料》を利用して、本をつくることが主な仕事として行われ、編さん事業における文書館の検討では、そのために利用したあるいは編さん過程で収集された史料の保存と、将来の活用に

ついての方策が主に検討されるのが一般である。そして、市町村史編さんが「歴史の編さん事業」であり、行政内部には「史料保存活用事業」であるとの意識が欠如している。これは当然で、編さんの契機はともかく(記念事業であろうと、史料の存亡が問題となって始められようと)、その意識には、《今そこにある史料・地域から発掘した史料》を利用することが第一義にあり、その次に利用した史料の保存をどうするか、ということになる。そこで史料の保存を訴えることになるが、どうしても新しい組織の創設を唱えることは、新たな財政負担ととらえられ、二の足を踏まれることになってしまう。この「保存する」ことを強調すると、最悪の場合、安易に既存の歴史資料保存利用機関のひとつである博物館や資料館、あるいは郷土資料の収集に実績のある図書館などに、収集史料を《移管》して「こと足れり」としてしまうことになる。また、編さん事業が新たな博物館や資料館建設の核となるところもある。そして、その際には《文書館機能》を包含させる(複合する)ということになる²¹⁾。

結局、史料保存そのものについては、その市町村に既存の博物館や資料館、図書館などの施設に引き継ぐか、あるいは新たな組織として設立するとしても、既に広く認知され、かつ住民の要望のたかい施設としての図書館か博物館・資料館になってしまうのではないだろうか。筆者も編さん業務に携わり、編さんから文書館へということを主張し、ある程度理解を得られたが²²⁾、その後の業務展開はけっして十分とは言えない状況にある。

結論からいえば、編さん事業の終了時から直接の文書館設立は難しいと考える。なぜか、いままでに述べたごとく、編さん事業から文書館創設への論旨展開に、説得力が欠ける、ということである。特に施設としての建設ととらえられると、その優先順位で他の施設とは競争にならない²³⁾。

では、どうするか、編さん事業の展開とともに、史料活用の一環として行政文書・公文

書の活用を機会あるごとに取り上げ、かつ行政文書の主管課を巻き込んだ事業を展開していくことが最短距離であろう。これは、編さんが終了するのを待つのではなく、編さん事業とは別に文書館の必要を説くことに外ならない。できれば、編さん事業と平行して地域文書館の設立を目指すことが必要である。編さん事業の終了時点では遅いのである。

そして、決して少なくない予算と人員と時間、そして膨大なエネルギーを費やす市町村史を編さんすることができる自治体ならば、物理的（予算や人など）にも決して地域文書館の設立は無理ではないはずである。

4. 文書館システムの導入へ

まず地域文書館、市町村における文書館の設立を考えると、その果たす役割は何か、を考える必要がある。この間にはさまざまな答えが返ってこよう。しかし、いかに多くの機能や役割が考えられるとしてもその最たるもの、存在する究極の役割・目的は何か、それは自らの「組織体としての証し」として存在すること、であろう。自治体は、その地域の住民の生命と財産の安全を図るという役割があるとすると、その活動の証しを常に認識し、その行動を律することが必要であり、そのためのひとつの方法として、考え出された制度が文書館制度であると考えられる。

このことに考えが至れば、なぜ必要か、どのような機構がよいのか、どのような機能が必要なのか、などの最低限の答えは出よう。

自治体みずからが設置することの必要性がここに集約される。地域文書館、特に市町村の文書館においては、地域史料の収集・保存・活用することの役割のなかに、行政文書の収集・保存・活用に大きなウェイトを置くことの必要性がここにある。みずからの証しとして、その史料を保存し、公開し、利用できる体制を取ることが必要なのである。以前公文書館法の施行に際して、地方自治体の対応について筆者は指摘したことがあるが²⁴⁾、以前と

その状況に大きな変化はみられない。

市町村における文書館の創造に相当のエネルギーを必要とする現状に、何か特効薬はないのか。

特効薬とは言えないまでも、文書館に一步近づくことができることがある。それは、各市町村における行政文書・公文書の管理システムへの提言である。市町村における業務としてどこにでもある文書を取り扱うセクションへの働きかけと、その業務内容へ文書館システムを導入することである。

最近出版された市町村の業務を解説したマニュアルのひとつに、以前では見られないような内容のものがあるのに気がついた。

それは平成4年に出版された『文書課』というもので²⁵⁾、この本は「市町村の文書課の職員一中でも、異動や採用により新たに文書課に配属された職員一のために書かれたもの」（序文より）であり、文書課の実務と課題について書かれ、「文書課の職員の視点から書かれている」（同）、ものである。

多少長くなるがこの本の内容に沿って引用させていただき、文書館システムの導入について考えてみたい。

この本の一節に「文書の保存年限と公文書館」の項目がある。このなかで、文書の保存期限が切れたものについては、必要な文書の検索の妨げとなるので廃棄することと、文書の廃棄は、文書管理の基本の一つであることが述べている。従来だと文書管理とは、役所がきめた保存期限の管理と廃棄までであり、記述もここまでのものが一般であろう²⁶⁾。

しかし、同書では続けて「しかし、このこと一保存年限が経過した文書を廃棄すること一を別の視点から見ると、ある大きな問題が出てくる」とし、「文書を文化遺産としてとらえる見方」の導入について述べている。ここで、文書の廃棄をきちんと管理している団体ほど、次の時代に残すものが限られると説明し、「文化遺産として後世に伝えるべき文書は、永年保存のものに限られない」ので問題であるとしている。そしてこの問題の解決法とし

て、公文書館法と公文書館をとりあげているのである²⁷⁾。

ここで「公文書館を設置していない多くの市町村が問題である」とし、「ではどうすればよいか」というのがここで取り上げる問題である。」として、以下公文書館の説明をし、設立までの手順をあげている。しかし、ここでは、公文書館は「文書館の一つである」(文書館の“形態”のひとつという意か)と説明したり、文書館の説明として平凡社の世界大百科事典よりの引用として「日々の業務執行上必要とされる文書・記録を保管する場所」している点、また公文書館の基本的な業務が、収集、整理・保存、閲覧の三つであり、情報公開や歴史編さんは公文書館の本来的な業務とはいえない(同書218頁)、などの指摘もあり、疑問もあるがまず措きとして、ここでは以下の記述に注目したい(同書の記述を元に簡条書きにまとめた)。

「設置に向けて当面しておくこと」

①公文書館の必要性を訴え、各市町村の基本構想(地方自治法2条5項)に基づく長期基本計画の中に取り込むこと。

②「歴史資料として重要な価値を有する公文書等」の基準を作成するまでの間、文書の廃棄を最小限に抑えること。

そのために、通常の本館のほかに、公文書館用の保管庫が必要となる。

③上記の手立てのための態勢をととのえること。例えば、公文書館の関係部署で、勉強会や研究会を設置する。関係部署には、文書課のほかに、企画課、市町村史編さん室、行政管理課、社会教育課などが考えられる。

などがあげられている。これらについては、どこの市町村でも始められる具体的な手段の一つとして注目したい。

また、同書では「公文書館の検討は、当面、従来の廃棄基準によって文書を廃棄しない」というところから始めるべきだ」とし、「この点を踏まえて検討を進めることが大切である」

としている。

長々と引用させていただいたが、ここで注目したいのは、これらの記述が文書館関係者からのものではなく、行政事務の第一線の人達によるものであることであり²⁸⁾、この記述を見る限りでは、公文書館を必要とするのは行政文書・公文書を管理する立場からの要求による、ということである。つまり文書館システムに対する要求は、文書管理部門においても必要とされ、その有効性を認識してきたといえるのではないか。これも公文書館法の施行による効果といえるかも知れない。

また以上みてきたように、ここでは「施設」としての公文書館を設置して、「文化遺産としての公文書の保存」を行うことを想定しているが、何も「館」を建設しなくてもそのシステムを公文書の管理システム中に導入し、保存を図り、利用することを考えれば、今すぐにも「公文書館」システムはできるのである²⁹⁾。

文書課において現用文書の管理・保存(この場合は「保管」と考えたい)システムに、廃棄後の保存についての流れを設定することを考えるのである(図参照)。これによって、非現用となった文書に収集・保存の網をかけ、その後選別・保存を行うのである。この際に気を付けることは現用文書の廃棄後、今度は歴史史料としての管理、利用をすることになるが、その所管をするセクションを通常の本館管理をおこなう課(係)と兼務してはならない。兼務しては、文書館(システム)としての業務、特に最大のエネルギーを必要とする整理し、利用に供することへの努力が片手間的なものになってしまう懸念がある。最低でも専任の職員を配置して当たるべきである。なお、平成4年に開館した沖縄県の北谷町文書館はこのようなシステムにおいて実績を積み、この度文書館として開館している³⁰⁾。北谷町に学ぶべき点は多い。

この本では、公文書館の検討は「従来の廃棄基準によって文書を廃棄しない」ことから始めるべき、としているが、(公)文書館シス

図1 引き継ぎによる文書の流れ (概念図)

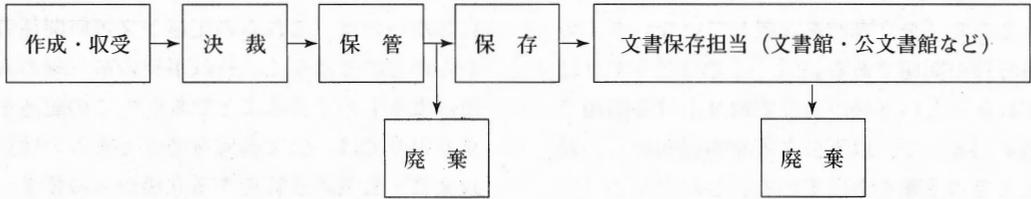
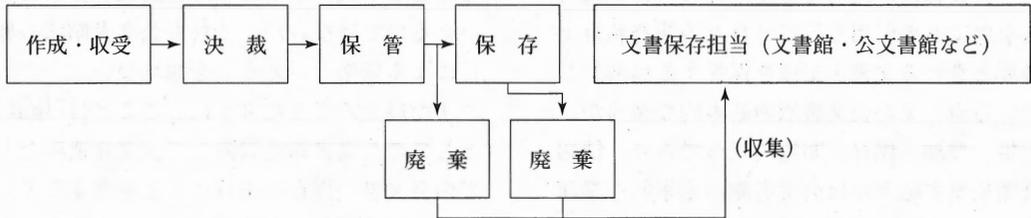


図2 廃棄による文書の流れ (概念図)



テムが確立すれば、《従来の基準》で廃棄をしても支障はない。やはり、文書管理担当課に《廃棄をしない》ことを要求しても、実効性が少ない。なぜなら、前述のごとく、「文書の廃棄は、文書管理の基本の一つである」ということがいわれ、今まで《文書管理=適切な廃棄》とされ、ましてファイリング・システムを採用しているところでは「廃棄すること」がそのシステムの成功の鍵をにぎる³¹⁾とされているのが現状であろう。このような発想ももつ文書管理担当では、とりあえず廃棄をしてもらい、廃棄後にきちんとした保存・活用態勢を確立するほうが、話は早いのではないかと思う。もちろんこのシステム自体には建物は必要ない（文書保存のためのものは必要だが）。強いていえば、建物は各市町村が持つ「文書庫」（保存庫）などをそのまま利用することも可能であり、利用（閲覧）のためのスペースをその一角に確保することから「文書館」ができるのである。このようなシステムによって行政文書・公文書の保存が図られ、適切に整理され利用が可能になり、職員間における保存文書の必要性が認識されれば³²⁾、次のステップとして文書館の設立への大きな一歩となろう。このあたりから手を付けて行くことが早道ではないだろうか。

5. 単独か複合か

前掲の『文書課』では、行政的な発想からの公文書館設置について述べながら、「どのようなタイプの公文書館とするのかをなるべく早い時期に決めることである」とし、2つのタイプを紹介している（同書の記述を元にまとめた）。

- 「公文書館の設置の検討にあたっての留意点」
- ①行政サービスに重点をおくもの→情報公開に結びやすい
 - ②文化サービスに重点をおくもの→博物館などと結びやすい

上記のように公文書館について明確に2つのタイプにおいて検討を薦めている。ここでは、公文書館はこの2つのタイプ、というより《この2つの機能を併せ持っている》、という理解は出て来ない。このあたりに現在の公文書館の成立の問題点や複雑さがみられる。さらに同書では、「いずれのタイプを選択するかは、市町村の規模やその市町村における公文書館の位置付けなどを総合的に検討して決めるべき」として、市町村にその設置形態を

委ね、まさに公文書館そのものの性格を曖昧にしている。公文書館の機能としてここでいう行政サービスと文化サービスの2つがあり、切り離せないことは共通理解ではなかったのか³³⁾。この記述を単に誤解だとするには文書館界における情報の発信においても責任の一端があろう。一般には、この機能が全く違うものとして理解されてしまい、別の施設となってしまう危険性をはらんでいることが、この記述からも予測される。(なお、ここで考える複合は、図書館や博物館のなかの機能に文書館機能を抱合されたものをイメージし、組織が全く別で、建物のみを併用あるいは共用することとは一線を期したい。)

公文書館のタイプ(機能)は《ひとつ》なのである。ここでは、設置形態(博物館などとの複合なのか、単独なのか)と機能形態(行政目的と文化目的)が同一視されており、公文書館が、複合であろうと単独であろうと行政サービスと文化サービスはなんら支障なく公文書館の固有の業務として展開していくものとの理解がない。

また複合か単独かという問題は、市町村の文書館を考えるときにセットとして常に俎上に乗ることが多い。全史料協の1991年の徳島大会においても市町村の文書館の設立に関して単独か複合かの多くの論議がなされている³⁴⁾。そして同大会で、複合施設も過渡的な便法として容認する方向が提起された、という³⁵⁾。この論については、市町村における文書館設立の目的・役割がどこにあるのか、の論議なしでは無意味である。

市町村の文書館では、まず第1の目的として「行政目的のための文書館」を考えたい。そのうえで地域文書館の様々な機能を付することを考える。市町村がその行政目的を達成するための一手段として文書館を利用して、住民サービスへつなげることが、文書館のもつ最大の特色と考えたい。(筆者には、以前沖縄大会でお聞きした「1枚のコピー」の話が印象深く残っている。ある役所で隧道建設をするとき、保存されていた数十年まえの書類

によって、ボーリング費用が大幅に軽減され、数百万の費用が、わずか数十円のコピー代で済んだ、というものである。これも結局は税金を通じた住民サービスといえないか。)

まさに、公文書館法にいう、国及び地方公共団体の責務(第3条)が、行政自らの責任において、行政みずからのために、ここに具現化されるのである。

この観点にたてば、単独か複合か、また所管がどこなのか、などの余地がない。当然、《行政の責任で、行政の証しのために》設置すべきものとして、その所管は首長部局になるだろうし、他の施設、特に教育委員会所管の社会教育施設との複合はあり得ない。極論ではあるが、たとえ利用者がなくとも設置する義務がある。

複合についてもさまざまな意見があることは承知しているが³⁶⁾、あえて言わせてもらえば、特に複合を是として、例えば図書館や博物館の一部の機能として最初から目論んだ場合、限られた予算と人員のなかで、果たしてうまく機能し得るか、非常に疑問である。最初のうちは良いが、恒久的な組織として維持していくのはかなりの努力が必要とされよう。あえて、安易な複合なら避けるべきではないだろうか。「施設」ができなければ、文書館ができないとせず、建物よりまず文書館「システム」の構築を目指すべきである。

市町村の設置する文書館は、地域文書館としての機能を十分発揮するためにも、まず行政目的に合致するものを創造していくことが重要である。もちろん目的を達成するための職員の確保については言うまでもない。そして最終的には文書館は「ヒト・チエ・ハコ」の3要素³⁷⁾が満たされることによって名実共に、行政と住民のための生涯学習施設としての文書館機能が発揮できるのである。

公文書館法が施行されてから8年の歳月が流れたが、公文書館の建設=館の建設とする論議、単独か複合かが先行してはなかなかその先に進めない。博物館も図書館も確実に機能進化・発展しているのである。そのなかに

文書館を位置づけることも、それなりに意味があると思うが、このことが市町村における文書館のイメージをより複雑にしているのではないか。もっと単純に今一度いまある公文書館法の精神に照らし、かつ本質に立ち返って考えることは無駄ではないはずである。

おわりに

『日本の文書館運動—全史料協の20年—』に「我々(全史料協)の活動とは何を指すべきなのだろうか。」³⁸⁾との自問に「第18回～20回大会でのテーマとなった「文書館制度の拡充」に尽きる」と答えている。

しかし、続けて「このテーマが浸透したとは思えない。」と述べ、《文書館制度の拡充》が「現行『文書館』制度の拡充」にすり替わられて議論されがちであるので、今一度「現行『文書館』制度の拡充ではなくて「文書館制度の拡充」を大いに議論すべきだ」としている³⁹⁾。

《文書館制度》のみならず《文書館》の共通認識については、全史料協だけでなく、あらゆる立場における人々が抱いている共通の課題であろう。文書館の設立が今一つ進展しない原因もここにあるのかも知れない。また文書館制度についても、日本の行政の特性や歴史的な背景への見極めと独自の発想が必要なのかも知れない。

いずれにしても、《文書館の創造》は古くて新しい問題であり、常に全史料協の活動のテーマであることには間違いないだろう。しかし、いつまでも課題とすることは出来ない。いつか、近い将来どこの市町村にも当たり前のこととして文書館が、そのシステムが設置される日がくるよう、先輩が切り拓いた道を延ばさなければならない。

ここまで勝手な論を進めてきたが、展望どころか、極論に走りすぎた気がしないでもない。しかし、多くのご批判をいただくのも、誌面を汚したものの責任と思い、あえて書かせていただいた。小稿では、特に中小規模の

市町村をイメージしているが、的はずれな論になっているやもしれない。また、ここで述べたようなことは、既に多くの人達によって論じられていることで、何ら目新しいことでもなく、分かり切ったことで今更述べることもないかも知れないが、いま一度原則に立ち返る意味であえて誌面を汚した、と解していただき御寛怒願いたい。

追記…

…前掲の『文書課』の中に、「文書館は、「人類の共同記憶装置である」といわれる。文書課においても、次ぎの世代のために、この装置作りの一端を担っていきたいものだ」として項を結んでいる。

もしかしたら、「巻き込んで云々」と考えたのは、僭越なことなのかもしれない…。

〔注〕

- 1) 『地域文書館の設立に向けて』(昭和62年)において、地域文書館とは「市町村の行政圏を基本としながらも地域住民の生活の及ぶ範囲内の様々な地域史料の収集・保存・研究と活用を図る機関」とし、市町村での文書館設立について検討を加えている。また、同書の刊行に中心的な役割を担われた遠藤忠氏によって「地域文書館の機能」(『八潮市史研究第10号』平成3年)と題した地域文書館に関する詳細な報告がある。
最近の成果には、高野修氏『地域文書館』(平成7年 岩田書院)がある。
なお、小稿においては「地域文書館」・「文書館」・「公文書館」の語を用いるが、あえて意味付けにおける使い分けはしていない。地域文書館(文書館)には、公立のものだけとは限らないと考えるが、ここでは市町村のものをイメージした。
- 2) 八潮市立資料館(平成元年)・久喜市公文書館(平成5年)・入間市博物館(平成7年)などがある。
- 3) 例えば、第3号の特集「現代の記録をどう残すか—文書館への道程—」における戸島昭氏「地方自治体の記録をどう残すか—文書館へのステップ—」(『記録と史料』平成4年)など、一連の各号の特集にそった報告。
- 4) 地域文書館や文書館、公文書館などの検討には、その機能・組織などについての検討を

し、定義づけをすべきだが、ここでは全史料協と埼史協で、いままで公表された定義を共通理解として論を進めたい。

全史料協編『日本の文書館運動—全史料協の20年—』（平成8年 岩田書院）

同関東部会編『文書館学文献目録』（平成7年 岩田書院）

全史料協編『JSAIデータブック'94』（平成6年 第一法規）など

- 5) 全史料協編『日本の文書館運動—全史料協の20年—』（平成8年 岩田書院）において現在時点における全国の史料保存の取組みが俯瞰できる。
- 6) 同書 4～67頁
- 7) 同書 第2章 70～114頁
- 8) 同書 第3回福島大会において文書館等が少ない現状についての議論から、法制定への要望が高まり、第5回神奈川大会までは法制定へ向けての大会となっている。また、6・7回大会においても、地方文書館の性格について公文書主体とすべきとの認識が示され、法制定への議論が歴史資料の保存と公文書の保存との関係へと高まっている。
- 9) 全史料協編『JSAIデータブック'94』（平成6年 第一法規）
- 10) この数字は『JSAIデータブック'94』の編さん時点（平成5年）の数字である。
- 11) ここでイメージする「相当機関」は、文書館を名乗らずとも、文書館システムあるいはその一部を内在する博物館・図書館、編さん室を想定している。全史料協に加盟する機関は該当するとして、『JSAIデータブック'94』によれば、50機関に及ぶ（228頁）。
- 12) 機関会員105のうち64機関（政令指定都市を含む）が市町村。
- 13) 遠藤忠氏「地域文書館の機能」（『八潮市史研究10号』平成3年12月 八潮市立資料館）なお、同氏は徳島大会において、「都道府県（地方）文書館と市町村立（地域）文書館の機能の違いが論点」となり「〈地域の中の文書館〉の機能分化の必要性がクローズアップされた」と指摘している（『地域の中の文書館の機能分化』『会報』全史料協 第24号 平成4年3月）
- 14) 遠藤氏 前掲論文の注
- 15) 根本直樹氏「地域史研究からみた複合施設の展望—文書館構想から新たな文化施設へ—」（『地域史研究はこたて23号』平成8年3月 函館市史編さん室）
- 16) 最近では根本氏が前掲論文において、博物館／図書館／文書館の積極的な複合化論を展開している。また久慈千里氏「地域における

資史料保存の成果と課題」（『歴史科学142号』平成7年9月 大阪歴史科学協議会）においても八潮市立資料館の事例から複合館について論じている。また、遠藤忠氏「地域の中の文書館の機能分化」（『会報』全史料協 第24号 平成4年3月）において、市町村文書館（地域文書館）と都道府県立文書館の機能分化について論じている。

- 17) 前掲書『地域文書館の設立に向けて』（序文）
- 18) 前掲 根本氏論文（はじめに）

19) 例えば昭和52年開館の岐阜県歴史資料館は、岐阜県史編さん室の後をうけて設立されているなど、多くの県立文書館も県史との関連で設立されている。

高野修氏においても同様な指摘がある（前掲書『地域文書館』206頁）

20) 前掲書 高野修氏『地域文書館』に設立に至る詳細な報告がある（107頁）。

21) 戸田市立郷土博物館の文書係（博物館機能は事業係・文書館機能は文書係と事務分掌で分化している）の例、八潮市立史料館、入間市博物館の文書館機能部分など。

22) 戸田市史編さん室における一連の活動。拙稿「戸田市における文書保存とその管理」（『研究紀要 第3号』昭和63年 戸田市立郷土博物館）参照。

23) 住民の要求による優先的な公共施設として、まず図書館の整備があげられる場合が多い。

24) 拙稿「公文書館法と地方自治体における文書管理・史料保存」（『史料館報49号』昭和63年9月 国立国文学研究資料館史料館）・同「地域史料保存と地域文書館」（『国史学 第138号』平成元年5月 国史学会）

25) 『文書課〈市町村の実務と課題5〉』（平成4年1月 ぎょうせい）

26) 同様の本に、『地方公共団体の新しい文書管理システムの構築と運用』（昭和62年6月 自治日報社）があるが、ここでは管理システムとしては廃棄と書庫での保存のみの記述となっている。ただ、公文書館については条例の説明の項で情報公開と一緒に簡単な記述がある。

27) 前掲書『文書課〈市町村の実務と課題5〉』216頁。しかし、この項では文化遺産として残す文書については、公文書館を設置している団体（市町村）については、一応解決済みである、とあるが……

28) 同書の序文に「市町村行政の第一線において活躍中の自治大学校の卒業生諸氏を中心に依頼した」とある。

29) 拙稿 前掲書「戸田市における文書保存とそ

の管理」及び12回栃木大会での発表要旨などを参照。

30) 本誌 渡口氏論文参照。

31) いま手元にあるものでみると、廃棄をすすめる記述のみである。三澤仁氏『四訂ファイリングシステム』(昭和59年10月 日本経営出版会)・東政雄氏『実践ファイリングの進め方』(昭和60年5月 日本能率協会)など。

32) 職員の理解を得るため例えば、八潮市立資料館では平成3年より市役所職員を対象に、公文書保存の理解を得るため「公文書保存講座」を実施している(『八潮市史研究』参照)。また久喜市公文書館においても平成7年に市役所職員向けの公文書館システムの理解のための展示を行っている、とのことである(森本祥子氏「アーキビストの専門性」〈史料館研究紀要第27号・平成8年3月〉)。

33) 『記録遺産を守るために』(平成元年1月 全史料協) 25頁

34) 『会報 No23』(平成4年1月 全史料協)

35) 湯浅隆氏「博物館の史料をとりまく状況」(『歴史手帖 20-3 221号』平成4年3月 名著出版)

36) 例えば、久慈氏 前掲論文「地域における資史保存の成果と課題」・根本氏 前掲論文「地域史研究からみた複合施設の展望」など

37) 馮恵玲氏「日本文書館事業の支え」(『アーキビストNo32』平成6年7月全史料協関東部会会報) 中、安藤正人氏の論として紹介。

38) 前掲書 全史料協編『日本の文書館運動—全史料協の20年—』113頁

39) 同113頁

日本の文書館運動

全史料協編 96.03刊/A4判・424頁/24000円
《全史料協の20年》1976年に結成された全史料協20年の軌跡をたどり、戦後史料保存運動・文書館運動の総体を捉える。付録資料188頁/年表26頁。

文書館学文献目録

全史料協関東部会編 A4判・460頁/9900円
図書館学・博物館学に匹敵する「文書館学」の成果約7000件を初めて体系的に収録。史料保存と文書館/記録史料論/記録史料の管理 (95.11刊)

地域文書館論 96.01

高野 修 著 95.09刊/A5判・342頁/3800円
日本の文書館運動を常にリードしてきた神奈川県藤沢市文書館。本書は、その館長として、地域社会と文書館の問題に取り組んできた実践の記録。

近世仏教と勸化

鈴木良明著 96.08刊/A5判・364頁/7900円
近世史研究叢書1 《募縁活動と地域社会の研究》
幕府寺社政策と勸化、遠隔聖地信仰と地域社会、寺社の経営と文化、等について論究。付資料3篇。

近世米作単作地帯の村落社会

渡辺尚志編/8803円
95.11刊/A5判・452頁
《越後国岩手村佐藤家文書の研究》佐藤家文書を総合的に分析し、家・村・地域の特質を明かにする。

日本宗教史研究文献目録1

大浜・圭室・宮田・根本編
95.11刊/A5判・520頁/11000円
1971~87年に発表された日本宗教史に関する文献約1万タイトルを、時代別・執筆順に収録。



岩田書院

価格は税抜。新刊ニュース呈。書店経由の注文は「地方小」取扱品と明記
〒157 東京都世田谷区南烏山4-25-6-103 TEL/FAX 03-3326-3757